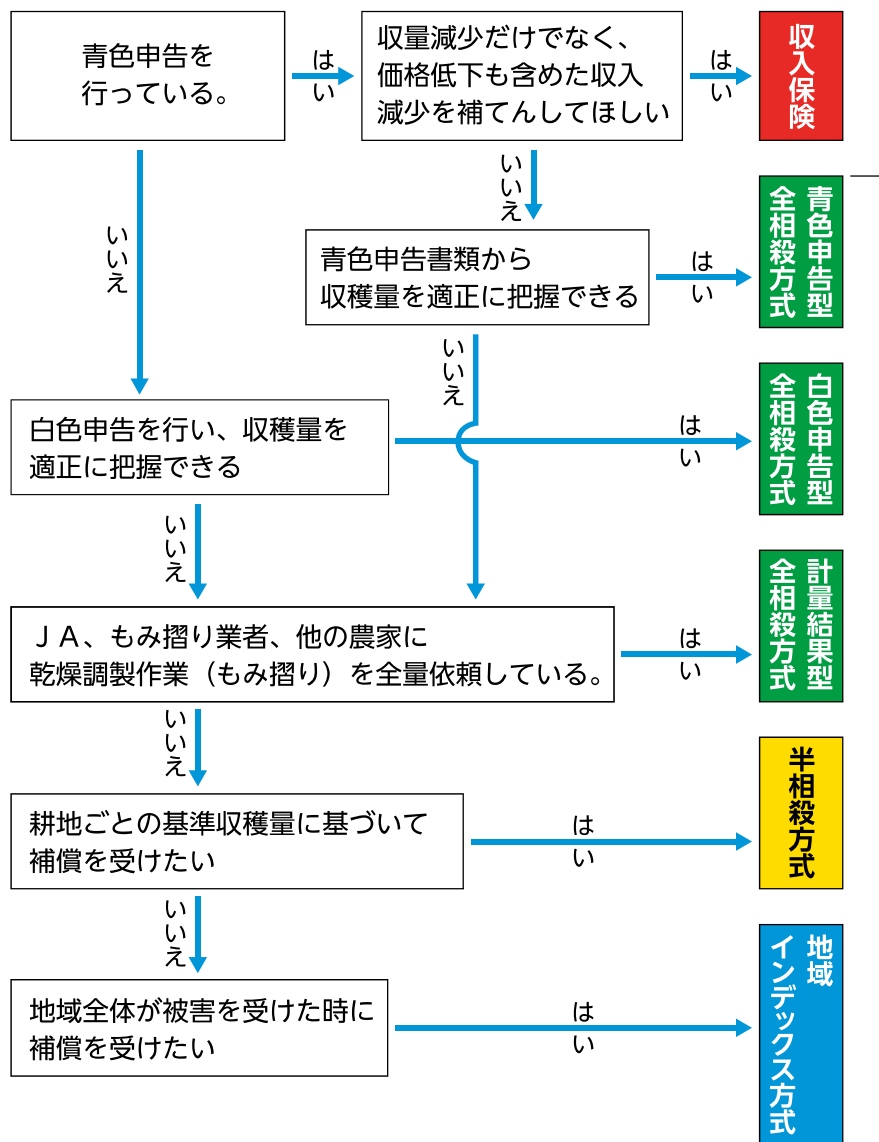


農作物共済 (水稲共済)

あなたにピッタリの引受方式は、
どれですか？



※3ページ参照

一筆ごとの被害も対応できます！

※共済金は農家単位で計算されますが、全損となった場合は「一筆全損特例」により一筆ごとにお支払いができます。このほか、半損以上となった場合に「一筆ごとにお支払いができる」「一筆半損特例」を加入時に追加できます。

加入は 水稲(飼料用専用品種を含む)を10a以上耕作されている農家が対象となります。

対象になる災害は

すべての気象災害・病虫害・鳥獣害・火災による災害です。但し、肥培管理不良による減収は損害の対象から除外となります(分割評価)。また、薬害などの人為的な減収も支払いの対象となりません。

責任期間(補償期間)は

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫するまでです。

収穫とは、収穫の適期に刈り取り、耕地から搬出するまでの行程です。

耕地での稲架(はさ)掛けによる通常の乾燥期間は責任期間(補償期間)となります。

地域インデックス方式

ポイント

市町村ごとの統計単収により、補償額が決まる方式です。

過去の市町村ごとの統計単収（5カ年中中庸3カ年の平均）をもとに、基準収穫量の**最高9割**まで補償をうけられます。 ➡ 1割を超える減収から支払対象となります。

※ 最高9割を選択した場合、半相殺方式（最高8割）より高い補償がうけられます。

※ 最高9割補償のほか、8割補償・7割補償をご選択できます。

※ 飼料用米は、市町村ごとの統計単収が公表されていないので、当方式で引受はできません。

引受の計算例

引 受 面 積 100a (10a×10筆)
基 準 統 計 単 収 $(470\text{kg} + 483\text{kg} + 481\text{kg}) \div 3 = 478\text{kg}$
補 償 割 合 9 割 選 択
1 kgあたり共済金額 205円 (第一位) ※昨年実績
共 済 掛 金 率 0.172% (市町村の平均)
※適用料率、半損特約 (付)
基 準 収 穫 量 $478\text{kg} \times 10\text{筆} = 4,780\text{kg}$
引 受 収 量 $4,780\text{kg} \times 90\%$ (補償割合9割) = 4,302kg
補 償 額 $4,302\text{kg} \times 205\text{円} = 881,910\text{円}$
共 済 掛 金 $881,910\text{円} \times 0.172\% = 1,516\text{円}$
農 家 負 担 掛 金 $1,516\text{円} - (1,516\text{円} \times 50\%) = 758\text{円}$

地域インデックス方式 基準単収の求め方

令和元年	455kg
令和2年	470kg
令和3年	485kg
令和4年	483kg
令和5年	481kg
5カ年中中庸 3カ年平均	478kg

※ 掛金の2分の1を国が負担しています。

※ この他、10aあたり150円の事務費賦課金をいただいています。

※ 共済掛金率は、被害率・補償割合・市町村により異なります。

損害評価の計算例

その年の市町村ごとの統計単収が基準単収の9割（8割・7割）を下回った場合に共済金をお支払いします。

引 受 面 積 100a (10筆)
基 準 単 収 478kg
当年産の統計単収 400kg
共 済 減 収 量 $478\text{kg} \times 90\%$ (補償割合9割) - 400kg = 30kg $30\text{kg} \times 10\text{筆} = 300\text{kg}$
支 払 共 済 金 $300\text{kg} \times 205\text{円} = 61,500\text{円}$

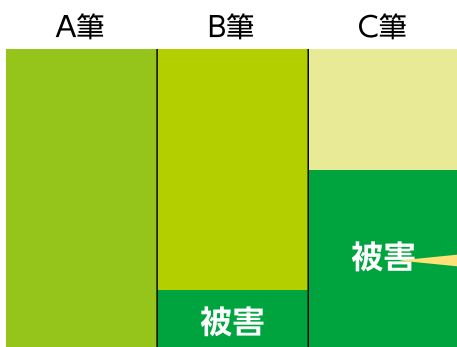


おすすめポイント

一筆半損特例は、一筆ごとの被害に対応できます。

- 被害耕地ごとの収穫量が基準収穫量の半分以上と認められる場合、半損に相当する数量を減収量として共済金をお支払いする特例です。
- 加入申込みの際に追加できます。
- わずかな負担で追加できます。 ※ 8 ページ【共済掛金の目安】をご覧ください。

損害部分のとりえ方 (イメージ)



5割超過の減収量

A筆～C筆のうち、B筆とC筆が減収。

↓
C筆のみ『半損特例』の適用と判定(5割超過)。

↓
『B筆とC筆』と『半損特例C筆』の損害計算をし、共済減収量が多い方で共済金をお支払いします。

(例) 共済金の計算 (地域インデックス方式・補償割合 9 割で加入している場合)

※当年の統計単収 400kg

耕地	引受面積 (a)	基準収穫量 (kg)	共済事故の発生	半損判定
A	10	478	×	×
B	10	478	○	×
C	10	478	○	○
計	30	1,434		

共済事故が発生しているか、半損以上の被害かを現地を確認します。

『B筆とC筆』 $478\text{kg} \times 90\% = 430\text{kg}$ $430\text{kg} - 400\text{kg} = 30\text{kg}$
 $30\text{kg} \times 3 \text{筆} = 90\text{kg}$ (共済減収量)
 $90\text{kg} \times 205\text{円} = \mathbf{18,450\text{円}}$

『半損特例』 $478\text{kg} \times 50\% - 478\text{kg} \times 30\% = \mathbf{96\text{kg}}$ (共済減収量)
 $96\text{kg} \times 205\text{円} = \mathbf{19,680\text{円}}$

『B筆とC筆』 『半損特例』

$18,450\text{円} < 19,680\text{円}$ ➡ 支払共済金 $\mathbf{19,680\text{円}}$

高い方でお支払い

一筆半損特例は、わずかな負担で、一筆ごとの被害に対応できます。

全相殺方式

ポイント

農家ごとの収穫実績により、補償額が決まる方式です。

過去の実績(5カ年中中庸3カ年または最近3カ年の平均)をもとに、基準収穫量の**最高9割まで補償**をうけられます。

➡ 1割を超える減収から支払対象となります。

※ 最高9割を選択した場合、半相殺方式(最高8割)より高い補償がうけられます。

全相殺方式	半相殺方式
9割補償	8割補償
8割補償	7割補償
7割補償	6割補償

基準収穫量を算出する根拠書類により、3タイプの加入方法があります。

加入方法	引受に必要な書類(収穫量分かる書類)
青色申告型	青色申告書類のうち、①～③の写し または ④農作物受払帳の写し ①損益計算書 ②収入金額の内訳 ③所得税の確定申告書(第一表)
白色申告型	白色申告書類のうち、①～③の写し ①収支内訳書(農業所得用) ②収入金額の明細 ③農産物受払帳
計量結果型	J A等の乾燥調製施設の帳簿等

引受の計算例

引受面積 100a (10a×10筆)
 基準単収 500kg (過去5カ年中中庸3カ年の平均)
 補償割合 9割 選択
 1kg当たり共済金額 205円 (第一位) ※昨年実績
 共済掛金率 0.682% (標準) ※適用料率、半損特約(付)

基準収穫量 500kg × 10筆 = 5,000kg

引受収量 5,000kg × 90% (補償割合9割) = 4,500kg

補償額 4,500kg × 205円 = 922,500円

共済掛金 922,500円 × 0.682% = 6,291円

農家負担掛金 6,291円 - (6,291円×50%) = 3,146円

※ 掛金の2分の1を国が負担しています。

※ この他、10a当たり150円の事務費賦課金をいただいています。

※ 共済掛金率は、被害率・補償割合により異なります。

青色申告型・白色申告型・計量結果型のいずれを選択しても、計算方法は同じです。

～飼料用米を栽培されている方へのおすすめ～

管理区分を「区管理」として取り組んでいただくと、全相殺方式にご加入いただけます。

「一括管理」の場合は、全相殺方式には加入できません。

※ 「区管理」とは、作付けする段階から耕地(筆)を特定し、収穫及び乾燥調制作業を主食用米と区分するものです。

白色申告型全相殺方式による基準収穫量の求め方

(例) 令和5年産 作付面積: 100a

収穫量: 5,000kg → 単収500kg

個人の栽培方法や地域の平年収量・単価などを考慮し、検証します。

①収支内訳書(農業所得用)

②収入金額の明細

一致する

③農産物受払帳

月日	品名	数量(kg)
	米(主食用)	
8月5日		3,000
8月6日		2,000

【NOSAIとりまとめ様式】販売金額等の品目別内訳書

品名	金額(円)	数量(kg)	単価(円/kg)
米(主食用)	1,000,000	5,000	200
合計			

一致する

一致する

検証して適正とします。

上記のように、年産ごとに基準単収を設定し、基準収穫量を計算します。令和6年産のご加入には、最大で**過去5年分(令和元年産～令和5年産)**の基準単収の設定が必要となります。

損害評価の計算例

農家ごとに把握した収穫量が、基準収穫量の9割(8割・7割)を下回った場合に共済金をお支払いします。

被害耕地数	無被害の調査耕地数
1~3	被害耕地数と同じ
4~9	3
10~12	4
⋮	

①現地調査をする耕地の選び方

すべての被害耕地と右の表によって抽出した無被害耕地の一部について、共済事故が発生しているか、肥培管理等は適正に行われているかを現地で確認します。

引受耕地10筆 { 被害申告があった耕地 6筆
 無被害だった耕地 4筆 → 抽出耕地 3筆 } → 現地で確認する耕地 被害6筆+無被害3筆 = 9筆

②支払共済金の計算(現地調査の結果として分割対象とならない場合)

当年産収穫量(実績) 4,000kg

基準収穫量 5,000kg

共済減収量 5,000kg × 90% (補償割合9割) - 4,000kg = 500kg

支払共済金 500kg × 205円 = 102,500円

半相殺方式

ポイント

耕地ごとの収量等級に基づく基準収量により、補償額が決まる方式です。

基準収量の最高8割まで補償を受けられます。

➡ 2割を超える減収から支払対象となります。

※最高8割補償のほか、7割補償・6割補償をご選択できます。

引受の計算例

引受面積 100a (10a×10筆)
 耕地ごとの基準収量 500kg
 補償割合 8割 選択
 1kgあたり共済金額 205円 (第一位) ※昨年実績
 共済掛金率 0.371% (標準) ※適用料率、半損特約 (付)

基準収量 500kg × 10筆 = 5,000kg
 引受収量 5,000kg × 80% (補償割合 8割) = 4,000kg
 補償額 4,000kg × 205円 = 820,000円
 共済掛金 820,000円 × 0.371% = 3,042円
 農家負担掛金 3,042円 - (3,042円 × 50%) = 1,521円

※ 掛金の2分の1を国が負担しています。
 ※ この他、10aあたり150円の事務費賦課金をいただいています。
 ※ 共済掛金率は、被害率・補償割合により異なります。

損害評価の計算例

農家ごとに被害耕地を調査し、把握した収量が基準収量の8割 (7割・6割) を下回った場合に共済金をお支払いします。

被害耕地数	悉皆調査をする耕地数
1~3	被害耕地数と同じ
4~9	3
10~12	4

① 悉皆調査をする耕地の選び方

右の表に基づき、被害申告があった耕地の数により、悉皆調査を行う耕地数を決定します。

引受耕地10筆のうち

被害申告があった耕地 6筆 ➡ 悉皆調査をする耕地 3筆

② 修正率の設定 被害申告耕地数6筆 (No.1~6)、悉皆調査をする耕地 (No.1~3) の場合

農家申告見込収量 250kg + 250kg + 300kg = 800kg

悉皆調査収量 250kg + 250kg + 350kg = 850kg

修正率 850kg ÷ 800kg = 1.1

右上の表「被害申告のあった耕地(6筆)」もあわせて、ご覧ください。

被害申告のあった耕地(6筆) ※ 無被害の耕地(4筆)

	耕地No.	引受面積 (a)	基準収量 (kg)	悉皆調査	農家申告見込収量 (kg)	悉皆調査収量 (kg)	修正率 (%)	修正収量 (kg)	
被害申告あり	1	10	500	○	250	250	このまま	250	
	2	10	500	○	250	250		250	
	3	10	500	○	300	350		350	
	4	10	500		250			1.1	275
	5	10	500		300			1.1	330
	6	10	500		300			1.1	330
	計	60	3,000		1,650			1,785	
被害申告なし	7	10	500				このまま	500	
	8	10	500					500	
	9	10	500					500	
	10	10	500					500	
	計	40	2,000					2,000	

③ 支払共済金の計算 (実測調査の結果、平均単収差による修正がない場合)

引受をしている耕地の引受収量 500kg × 10筆 × 80% (補償割合 8割) = 4,000kg

共済減収量 4,000kg - (1,785kg + 2,000kg) = 215kg

支払共済金 215kg × 205円 = 44,075円

【引受方式ごと損害評価の手順 比較表】 損害評価の手順に関する比較

	半相殺方式	全相殺方式	地域インデックス方式
被害の申告	損害評価野帳の提出		
調査を行う耕地	被害耕地数により調査耕地を抽出	被害耕地と無被害耕地 (無被害耕地数を抽出)	被害耕地のうち1筆のみ
調査の時期	収穫期		
損害評価の方法	目視で合議 悉皆単収を求める	目視 共済事故が発生しているか	
	肥培管理等が適正に行われているか → 分割割合をかける対象か		
損害査定 (何で減収量を求めるか)	農家ごと被害耕地ごとの悉皆単収に平均単収差を反映させた単収	農家ごとの収量 ●乾燥調製施設による計量結果 ●青色申告書類 ●白色申告書類	当年産の市町村別統計単収
共済金の支払時期 (目安)	12月中旬	●12月中旬 …全・半損のみ仮渡し ●翌1月下旬 …計量結果の受領後 ●翌4月下旬…税申告後	●12月中旬 …全・半損のみ仮渡し ●翌1月下旬 …統計単収の公表後

～共済掛金の目安～ ※引受面積10a（基準収穫量500kg）の場合

引受方式	補償割合 (※1)	一筆半損 特約	掛金率 (%) (※2)	掛金 (円)	
				総額	農家負担額
全相殺方式	9割	○	0.682	629	315
		×	0.678	625	313
半相殺方式	8割	○	0.371	304	152
		×	0.347	284	142
地域インデックス方式 (※3)	9割	○	0.172	158	79
		×	0.105	96	48

(※1) 各引受方式の最高位を例として表示しています。

(※2) 個人ごとの共済掛金率は、過去の共済金の支払いにより設定されます。

(※3) 共済掛金率は耕作している市町村・補償割合によって異なります。例は、平均値です。

～農作物共済の加入にあたって～

農作物共済に加入していただく皆様にあらかじめご承知おきいただきたい「金融サービスの提供に関する重要事項」、ならびに「個人情報保護法に関する法律」における個人情報の取り扱いにつきましては次のとおりですので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

● 加入者の皆様へ

農業共済制度は農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
2. 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合
3. 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込がなかった場合
4. 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合
5. 組合の財政状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります

● 個人情報の取り扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行うために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

高知県農業共済組合

安芸事業所 | 〒784-0043 安芸市川北甲1951-2
TEL 0887-35-2275 FAX 0887-35-2278

東部支所 | 〒783-0004 南国市大壩甲2295-4
TEL 088-864-2220 FAX 088-864-2937

中部支所 | 〒781-2120 吾川郡いの町枝川2410-22
TEL 088-856-7111 FAX 088-856-7101

西部支所 | 〒786-0004 高岡郡四万十町茂串町381-1
TEL 0880-22-4333 FAX 0880-22-4340

幡多事業所 | 〒787-0019 四万十市具同3223
TEL 0880-37-5537 FAX 0880-37-5535

本所 | 〒781-2120 吾川郡いの町枝川2410-22
TEL 088-856-6550 FAX 088-856-6558